

令和 7 年度 沼津市立病院 劣化診断精査等業務委託契約候補者選定に係る
プロポーザル参加要領

1 目的・趣旨

沼津市立病院における既存の劣化診断結果について、その妥当性を再確認・精査するとともに、地下ピット内に敷設された各種配管等の劣化状況を詳細に調査することを目的とするものである。

病院施設は高度な安全性と機能性が求められることから、インフラの健全性確保は重要な課題である。特に、地下ピット内配管の老朽化は医療提供体制や安全性に多大な影響を及ぼす可能性が高いため、早期の実態把握と適切な対応策の立案が不可欠である。

ついては、専門的知見を有する事業者からの提案を募り、実効性の高い調査・診断及び改修方針の立案を行うことを目的として本プロポーザルを実施する。

この要領は、本プロポーザルの実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

※もっとも優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調製の上、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号による随意契約を締結するものである。

2 契約の概要

- (1) 件 名 令和 7 年度 沼津市立病院 劣化診断精査等業務委託
- (2) 業務内容 別添「公募仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 契約金額 提案限度額 20,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市立病院 病院施設課（〒410-0302 沼津市東椎路字春ノ木 550 番地）

担当 施設係 鈴木、池谷

電話 055-924-5100 E-mail byoin-si@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

次の (1) ～ (6) のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。

なお、契約候補者の決定後契約締結までの間に該当した場合は、契約候補者の決定を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

- (3) 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- (4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がある者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当院が適当でないと認める者

なお、2つ以上の事業者が共同事業者を結成して参加する場合は、共同事業者として上記（1）～（6）に該当せず、かつ以下の要件を満たす者が本プロポーザルに参加する資格を有する。

- ① 構成員は、共同事業者の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
- ② 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
- ③ 代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
- ④ 参加申請時に共同事業者の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担が詳細かつ明確に記載されていること。
- ⑤ 各構成員は、複数の共同事業者の構成員となることはできない。
- ⑥ 本件業務に従事する者には、一級建築士を含むこと。また、受託事業者には、病院運営・医療経営に精通していること、医療コンサルティング実績を有していること。
- ⑦ 本業務の内容および目的を的確に把握し、業務を円滑に遂行できる体制（専門的知識を有する人材の配置、業務実施に必要なノウハウ・技術の保有、過去の類似業務の実績等）を整えていること。

5 契約候補者選定スケジュール

No	内容	期間・期日
1	募集開始	令和 7 年 10 月 9 日（木）ホームページ掲載
2	質問受付	令和 7 年 10 月 15 日（水）15 時までにメールで
3	質問回答	令和 7 年 10 月 17 日（金）17 時までに ホームページ掲載
4	プロポーザル参加申込	令和 7 年 10 月 20 日（月）17 時必着
5	プロポーザル参加承認の通知	令和 7 年 10 月 22 日（水）15 時までにメールで
6	企画提案書等の提出	令和 7 年 11 月 4 日（火）17 時必着
7	選考会（書類選考）	令和 7 年 11 月 6 日（木）予定

8	選定結果の通知	令和7年11月10日（月）予定
9	契約締結	令和7年11月上旬～中旬 予定

※なお、本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

6 質問受付・回答

（１）質問方法

本件に係る質問は、質問受付期間中に電子メールにより提出する（様式自由）。会社名、担当者名、メールアドレス及び電話番号を併記し、メール送信後、質問を送付した旨の連絡を電話にて伝えること。

質問提出・連絡先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

（２）回答方法

業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて当院ホームページ上で回答を掲載する。

7 プロポーザルへの参加申込

以下の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、No.4～No.9の提出を不要とし、共同事業者を結成した場合は、No.1～No.9に加えてNo.10及びNo.11を提出すること。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届（様式3）を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

No	書類名	部数	備考
1	参加申込書（様式1）	1部	
2	同種業務実績表（様式2）	1部	記載した業務のうち一つは内容が確認できる資料（契約書・仕様書等の写し）を添付。
3	会社概要	1部	様式は任意だが1種類とする。 パンフレット等でも可。
4	暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（様式4）	1部	
5	登記簿謄本等	1部	申込日から3か月以内に発行されたもの。
	<法人登記をしている事業者> 履歴事項全部証明書		
	<個人事業者> 代表者身分証明書		

6	財務諸表	1 部	直近事業年度のものを。
	<法人登記をしている事業者> 貸借対照表 損益計算書 株主資本等変動計算書 <個人事業者> 青色申告書又は確定申告書		
7	沼津市税納税証明書	各 1 部	課税があるものについて提出。 沼津市内に本社又は営業所のない事業者は提出不要。 申込日から 3 か月以内に発行されたもの。
	<法人登記をしている事業者> 法人市民税納税証明書 (最新事業年度のもの) <個人事業者> 市県民税納税証明書 (最新のもの) <法人・個人 共通> 固定資産税納税証明書 (最新のもの)		
8	国税納税証明書 (「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について)	1 部	申込日から 3 か月以内に発行されたもの。
	<法人登記をしている事業者> 「その 3」又は「その 3 の 3」 <個人事業者> 「その 3」又は「その 3 の 2」		
9	使用印鑑届兼委任状(様式 5)	1 部	参加申込から請求まで使用する印鑑を押印。 社印(角印)は任意だが、代表者印(丸印)の押印は必須とする。 参加申込から代金の請求までを、本社ではなく支店や営業所に委任する場合は、「営業所等に事務を委任する場合」の記入を必須とする。
10	共同事業者協定書(様式自由)	1 部	共同事業者を結成した場合必須。
11	代表者への代表権委任状(様式自由)	1 部	

※なお No. 5、6、7、8、10 については、写しの提出を可とする。

8 プロポーザルへの参加承認

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の 17 時までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。また、参加不承認の場合は、当院にその理由の説明を求めることができる。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を企画提案書等の提出期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）する。

- ①企画提案書提出届（様式6）
- ②企画提案書（様式自由）
- ③工程表（様式7）
- ④実施体制調書（様式8）
- ⑤見積書（様式自由、押印不要）

(2) 企画提案書等の規格

企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。

- ①「(1) 提出書類」のうち、②～⑤については、すべて自社名を入れず（入っている場合は受け付けない）、参加承認通知に記載した各参加者へ割り振ったアルファベットを各書類の1 ページ目の右上に挿入すること。
- ②「(1) 提出書類」は、日本産業規格A4で作成する。このうち、②～⑤については、この順に左綴じしたものを1部とし、これを6部提出する。A4以外のサイズを用いる場合はA4サイズに折りたたむこと。

(3) その他、注意事項

- ①企画提案書は工程表、実施体制調書、見積書を除き10 ページ以内で作成すること。
- ②見やすいもの、わかりやすいものとする。特に実施方法は、具体的に説明し、手順等を簡単なフローなどで示すこと。
- ③本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、提案限度額の範囲でできうる限りの提案をすること。また、本件の契約候補者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、業務概要に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
- ④見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。
- ⑤提出書類に不備がある場合は、訂正を求めることがある。その場合、提出期限までに訂正がなければ失格とする。なお、提案内容については、提出後の修正や追加は一切認めない。

10 提案する内容

別紙「令和7年度 沼津市立病院 劣化診断精査等業務委託 公募仕様書」を参考に、以下の項目について提案を行うこと。

- (1) 業務理解度・提案の妥当性
- (2) 技術的提案（調査・分析方法）
- (3) 体制・実績・業務遂行能力
- (4) 価格提案（見積内容）

11 選考

(1) 選考方法

企画提案書等提出書類の内容を基に、「令和7年度 沼津市立病院 劣化診断精査等業務委託 公募仕様書契約候補者選定委員会」において総合的に評価を行い、得点の総計が最も高い提案をした者を契約候補者として選定する。ただし、各選定委員の評価点を合計し、選定委員数で除した平均点が60点を超える者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

なお、得点の総計が最も高い提案をした者が2者以上いる場合には、別表「評価項目」のうち、「②技術的

提案（調査・分析方法）」に係る評価点の合計が高い者を選定する。

それでもなお同点の者がいる場合は、くじ引きにて契約候補者を決定する。本プロポーザルに関係のない市職員がくじを引き契約候補者を決定するものとする。

（２）評価項目

別紙「別表 評価項目」のとおりとする。

12 選考結果の通知

契約候補者選定後、すみやかに当院ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、当院にその理由の説明を求めることができる。

13 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- （１） 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき
- （２） 見積額が「２ 契約の概要」に記載の提案限度額を超えている場合
- （３） 「４ 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- （４） 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- （５） 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと当院が認めたとき

14 契約

当院は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整の上、契約を締結し、速やかに契約結果を当院ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については契約候補者の提案をもとに契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が「13 参加者の失格」の（１）～（５）のいずれかに該当したときは、契約候補者の決定を取り消すことがある。この場合は次順位の者と協議するものとする。

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認をしておくこと。

（ホームページ ＞ 事業者のみなさんへ ＞ 入札情報・契約 ＞ 建設工事関連業務以外の委託 ＞ 「沼津市業務委託契約約款（PDF）」）

15 契約締結後

契約者は、当院との協議のもと、速やかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程等）を作成し、当院の承認を得ること。

16 提出書類の取扱い

- （１） 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、当院が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

17 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとする。登録のない者については、契約の権限を有する代表者名を記名し、参加申込時に提出する使用印鑑届と同じ印鑑で押印するものとする。ただし、「7 No.4 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書、No.9 使用印鑑届兼委任状」については、法人（本社）代表者実印の押印を必須とする。

別表 評価項目

評価項目	評価内容のポイント	配点
①業務理解度・提案の妥当性	・本業務の目的、内容、特性を的確に把握しているか ・仕様書の各業務内容に沿った適切な提案がなされているか ・医療機関特有の事情への配慮が見られるか	30
②技術的提案 (調査・分析方法)	・実地調査や地下ピット調査、ヒアリング等の実施計画が具体的に現実的か ・F 判定の精査、設定方法が合理的か	30
③体制・実績・業務遂行能力	・従事者の資格(例：一級建築士)、専門性、配置体制が妥当か ・病院建築・医療施設での同種業務実績が豊富か ・業務工程は妥当か	30
④価格提案 (見積内容)	・金額が適切かつ積算根拠が明確で妥当か	10

合計点：100 点

ただし、各選定委員の評価点を合計し、選定委員数で除した平均点が 60 点を超えるものがないなかった場合は、契約候補者を選定しない。

【評価の方法】

- ・評価項目ごとに 4 段階
例：（4=30 点 or10 点、3=20 点 or7 点、2=10 点 or5 点、1=0 点）
- ・評価は複数名の評価者により行い、平均点等を用いて選定。
- ・平均点が最高点かつ 60 点を超える提案を行った事業者を契約候補者とする。